

第4期剣淵町総合計画 基本計画

(平成13年度～平成22年度)



平成19年2月13日改訂

北海道剣淵町

第4期剣淵町総合計画（基本計画）

目 次

第1章 にぎわいと交流を創るまち	1
1. 生活基盤の充実	1
2. 進展する地域産業	4
3. にぎわいの場づくり	7
第2章 恵みの大地を活かす農業	10
1. 生産性の高い農業の推進	10
2. 明日の農業を築く基礎づくり	11
第3章 美しい風景と快適な住環境	15
1. 快適な住環境づくり	15
2. 環境に配慮したまち	17
3. 安心して暮らせるまち	20
第4章 心と発想の豊かさが育む地域社会	23
1. 地域福祉社会の確立	23
2. 保健・医療の充実	26
3. 生涯学習の推進	28
4. 健やかな子どもたちの育成	31
第5章 結束力と行動力が築く明日のけんぶち	36
1. まちづくり活動の推進	36
2. まちづくりを支える行財政	38

施策区分コード（後期実施計画、事務事業別予算・決算 共通）

	施 策 名	頁		施 策 名	頁
1	適正な土地利用の推進	1	26	高齢者福祉の推進	23
2	便利で快適な道路づくり	1	27	障害者福祉の推進	25
3	公共交通機関の充実	2	28	自立への支援	25
4	情報社会への対応	3	29	健康づくりの推進	26
5	地域の特色を活かした商工業の振興	4	30	地域医療体制の充実	27
6	林業・内水面漁業の振興	5	31	生涯学習体制の充実	28
7	新たな事業を育む環境づくり	5	32	生涯学習の推進	29
8	魅力ある就労環境づくり	6	33	スポーツ活動の浸透	30
9	絵本と自然を生かした交流拠点づくり	7	34	地域文化の振興と伝承	31
10	企画力と連携による魅力づくり	8	35	子育て環境の充実	31
11	生産基盤の有効活用	10	36	義務教育の充実	32
12	連携と共同による農業の推進	11	37	地域が誇る剣淵高校	34
13	明日を担う農業者の確保	11	38	温かく見守る地域社会づくり	34
14	情勢の変化に対応できる農業の推進	12	39	コミュニティ活動の推進	36
15	次代につなぐ新たな取り組み	13	40	まちづくり活動の活性化	36
16	住宅・宅地の供給	15	41	まちづくり情報の共有	38
17	心地よい景観・環境づくり	15	42	効率的な行政運営	38
18	安定した飲料水の供給	16	43	健全な財政運営	39
19	ごみ処理とリサイクルの推進	17	44	相互連携体制の強化	40
20	適正な排水・し尿処理	18			
21	環境保全活動の推進	19	99	（その他）	
22	消防・救急体制の充実	20			
23	地域防災体制の充実	21			
24	交通・防犯・消費者対策の推進	21			
25	地域福祉の推進	23			

平成 18 年度に実施した総合計画の見直しにより、総合計画と予算・決算との関わりを明らかにするため、後期実施計画の充実・強化を図るとともに、事務事業別予算・決算を作成し、総合計画と予算等との関連性・整合性を図っています。

詳細は、後期実施計画の「実施計画の基本的な考え方」を参照してください。

基本計画

41	まちづくり情報の共有	38
----	------------	----

後期実施計画

第5章 結束力と行動力が築く明日のけんふち

区 分	事務事業名等	18年度
1. まちづくり活動の推進		
39 (1) コミュニティ活動の推進	行政推進連携事務	278
	自治会連合会支援事務	19
	自治会活動推進事業	8,081
	地域コミュニティ施設整備補助事業	0
	例規町自治会連合会運営費補助事業	100
	街路灯維持費（電気料金）補助事業	1,000
40 (2) まちづくり活動の活性化	人材育成研修派遣事業補助事業	300
2. まちづくりを支える行財政		
41 (1) まちづくり情報の共有	[市民意見の反映]	
	町政モニター会議開催事業	126
	[広報公聴活動の充実・強化]	
	文書広報一般事務費	72
	広報紙発行事業	1,813
	広報用デジタルカメラ購入事業	294

総合計画と連携した予算・決算（事務事業別予算・決算）

(単位：千円)

一般財源	節		説 明	総 計
	区 分	金額		
5,661			文書管理、法規管理及び広報公聴活動に要する経費	
	1. 報酬	138	1 文書広報一般事務費	72
	2. 給料		普通旅費	(23)
	3. 職員手当等		消耗品費	(20)
	4. 共済費		日本広報協会負担金	(15)
	5. 災害補償費		会議負担金	(4)
	6. 退職及び退職年金		2 情報公開・個人情報保護事務	32
	7. 資金		委員報酬（情報公開・個人情報保護審査会委員）	(28)
	8. 報償費		費用弁償	(4)
	9. 旅費	70	3 例規町例規類集整備事業	2,888
	10. 交際費		例規町例規類集更新業務委託料	(2,888)
	11. 需用費	1,866	4 官報購読事務	422
	12. 役務費	8	消耗品費	(4)
	13. 委託料	2,888	行政情報サービス（官庁通報）使用料	(378)
	14. 使用料及び賃借料	378	5 広報紙発行事業	1,813
	15. 工事請負費		普通旅費	(27)
	16. 原材料費		消耗品費	(174)
	17. 公有財産購入費		印刷製本費	(1,612)
	18. 備品購入費	294	6 広報用デジタルカメラ購入事業	294
	19. 負担金、補助及び交付金	19	デジタル一眼レフカメラ購入費	(294)
	20. 扶助費		7 町政モニター会議開催事業（町政改善向上事業）	126
	21. 貸付金		委員報酬（町政モニター会議委員）	(110)
	22. 補償、補填及び賠償金		費用弁償	(16)
	23. 償還金、利子及び割引料			
	24. 投資及び出資金			
	25. 積立金			
	26. 寄附金			
	27. 公課費			
	28. 繰出金			

扉の向こうに物語がある...
誇れる大地。夢ひらくまち けんぶち



(絵本の館モニュメント前にて撮影)

第1章 にぎわいと交流を創るまち

1. 生活基盤の充実

(1) 適正な土地利用の推進

現状および課題

名寄盆地に属する本町は、中央部には平地、東と西の両側に丘陵地が広がり、山林と農地が町域の約8割を占めています。近年、農業形態の変化や離農の増加など、農業環境が変貌していますが、一方では地球環境への関心が高まり、森林をはじめとする環境保全に配慮した土地利用が重視されています。また、町民の生活様式や生活行動圏の拡大などの変化によって、既存の市街地機能の低下や離農による未利用農地の発生を引き起こしており、新たな産業環境や生活様式、さらには社会的な課題に対応できる土地利用が求められています。特に、農業のまちとして発展してきた本町では、今後も継続的な農業の発展と快適な住環境づくりが調和する土地利用を推進していくことが大切となります。

基本方針

農業振興地域整備計画や森林整備計画などによる総合的な土地利用計画に基づき、21世紀の地域社会に見合った計画的な土地利用を進めます。また、農地の未利用対策を推進し、農業のまちとして常に進展できる土地利用を進めます。

施策体系

適正な土地利用の推進

- 土地利用指針の策定
- 土地の有効活用

主な施策

- 土地利用指針の策定
- 農業者ニーズや農地利用状況に応じた農業振興地域整備計画の見直し
- 環境に配慮した森林整備計画の見直し
- 土地の有効活用
- 未利用農地対策の推進

(2) 便利で快適な道路づくり

現状および課題

本町では、南北に走る国道40号をはじめ、国道239号および道道6路線と町道からなる道路網が構成されています。特に、国道40号は旭川市や士別市など、都市間を結ぶ広域道路として、町民生活の利便性や地域産業の発展に重要な役割を担っています。しかし、この国道40号と市街地とが離れている本町では、町外から町内へ人を引き寄せにくい道路体系をもっています。

平成15年に北海道縦貫自動車道・士別剣淵インターチェンジが供用開始されると都市間交通の利便性はさらに高まるため、今後は町外者が容易に町内に立ち寄りやすい道路環境を築き、地域の発展を促進していく必要があります。さらに、車利用の利便性の向上に加え、歩行者が利用しやすい道づくりに重点を置き、便利で快適な道路づくりを進めることが課題となります。

基本方針

北海道縦貫自動車道の整備促進を図りながら、国道40号から市街地へのアクセスや“道の駅”の設置を進め、新たな時代に向けた広域道路網の整備を推進します。加えて、道路の改

良整備や維持管理を進めるとともに、歩道の拡幅や段差の解消など、歩行者の安全性を重視した、人にやさしい道づくりと冬期間における除雪対策を充実します。

施策体系

便利で快適な道路づくり

地域幹線道路の整備

町道の整備

人にやさしい道路づくり

除雪対策の充実

主な施策

地域幹線道路の整備

北海道縦貫自動車道の整備促進

市街地へアクセスする国道40号の改善

道道温根別ビバカルウシ線の整備促進

道道三和剣淵線の自歩道整備の促進

道道上士別ビバカルウシ線の自歩道整備の促進

国道40号“道の駅”の整備

町道の整備

未改良道路の改良舗装の推進

老朽化した舗装道路の改修整備

道路側溝などの道路環境整備

農道の整備

人にやさしい道路づくり

街路樹や植樹帯の設置推進

歩道の設置と既存歩道の拡幅整備

段差解消など、高齢者や障害者に配慮した歩道の整備

道路案内標識の設置

除雪対策の充実

除雪機械の計画的な更新

民間委託路線の拡大

歩道除雪体制の充実

除排雪体制の強化

(3) 公共交通機関の充実

現状および課題

本町には、都市間を結ぶ公共交通機関としてJR宗谷本線と道北バス名寄線、都市間バスがあります。JR宗谷本線は、快速列車が停車する剣淵駅を含め町内には3つの駅があり、年間約5万2千人(乗車)が利用しています。一方、旭川市と名寄市を結ぶ道北バス名寄線は、一部急行バスが市街地を通過しないといった不便さも加わり、利用者が少ない状況にあります。また、札幌市と名寄市を結ぶ都市間バス(高速なよろ号)は、本町に停車しないことから、町民からは本町への停車を望む声が高まっています。

町内の交通手段としては町営過疎バスを運行していますが、車利用の定着などを背景に、利用者の増加がこれ以上見込めない状況にあります。しかし、これら公共交通機関は、町民の日常的利用や本町に訪れる人をはじめ、高齢者や子どもなどの交通弱者の交通手段として重要な役割を果たしており、継続的な運行と利便性・快適性の向上に努める必要があります。

基本方針

J R 宗谷本線の運行ダイヤの充実と道北バス名寄線の継続的な運行を働きかけるとともに、都市間バス(高速なよろ号)の本町停車を要請するなど、広域的公共交通手段を確保します。さらに、利用状況を把握しながら、町営過疎バスの運行路線や運行本数の見直しを進めるほか、高齢者や障害者などに配慮したバス車両への改善や待合施設の整備を行い、車を利用しない町民が容易に町内を移動できる環境づくりに力を注ぎます。

施策体系

公共交通機関の充実

- 広域的公共交通手段の確保
- 地域内交通手段の充実

主な施策

- 広域的公共交通手段の確保
 - J R 宗谷本線の運行ダイヤの充実に向けた要請
 - 道北バス名寄線の継続的運行の要請
 - 都市間バス(高速なよろ号)乗降所の設置要請
- 地域内交通手段の充実
 - 高齢者や障害者などに配慮したバス車両の改善
 - 町営過疎バス・スクールバスの更新および運行路線・運行本数の見直し
 - バス待合施設の整備

(4) 情報社会への対応

現状および課題

近年の情報技術の進展は、時間や距離の制約を緩和し、地域間による情報格差を解消するなど、地域社会や産業経済に大きな可能性を広げています。また、人々の生活の中には、パソコンや携帯電話などの新たな情報機器が浸透し、さまざまな場面での活用が進んでいます。

このような中、本町では、ファックスを活用した営農・気象情報提供システムの取り組みからはじまり、近年では町や郵便局などがホームページを開設し、情報通信技術のさまざまな活用が進みつつあります。

今後は、全町的な体制のもと、町民の生活に役立つ身近な情報活用を中心に取り組み、氾濫する情報の集約化や発信情報の内容検討を行い、生活の利便化や地域の活性化につなげていくことが重要となります。

基本方針

地域の実情に見合った情報化の推進を図り、情報社会に対応した庁内体制を確立します。さらに、技術革新の動向を把握し、新たな情報通信基盤の検討や既存の情報機器の整備・充実を進めながら、この基盤を活用するための講習や地域情報の提供、電子行政に向けた取り組みを進めます。

施策体系

情報社会への対応

- 地域情報化体制の確立
- 情報基盤の整備
- 情報の活用推進

主な施策

- 地域情報化体制の確立
- 情報社会に対応した庁内体制の確立

情報基盤の整備
公共施設における情報機器の整備、充実
情報システムの危機管理マニュアルの作成
情報の活用推進
地域情報の提供
住民基本台帳のネットワーク化など、電子行政に向けた取り組みの推進
インターネットなど、情報通信機器の活用に向けた学習機会の拡充
北海道総合行政ネットワークの活用

2. 進展する地域産業

(1) 地域の特性を生かした商工業の振興

現状および課題

本町の商工業は、市街地の沿道に集積する商店と食品製造業が中心となっています。しかし、商店や事業所の経営規模は小さく、急速に進展する産業環境などを背景に、事業の撤退や経営状況の悪化などのさまざまな問題を抱えています。特に、土別市や旭川市など、都市部との距離が比較的近い本町の商業は、町外に立地する大型商業施設などへの流出や人口減少などによって町内での購買力の低下を引き起こし、商店街における空き店舗や空き地を発生させています。

このような中、商工会と町が中心となり、“物語のある絵本の里づくり”をテーマに、街並み整備と連動した活性化策を具体化させながら、“絵本の里”にふさわしい製品開発などの取り組みを進めていきます。さらに、地域性豊かな産業を育成するとともに、これから迎える高齢社会や情報社会など、新たな時代に対応した展開を図り、これまでの活動をより発展させて、安定した事業経営の確立と町民の利便性の向上に寄与していくことが大切となります。

基本方針

空き地・空き店舗の活用や商店街の整備、さらに、絵本の里らしく高齢者などに配慮した店づくりと地域に密着した商店街機能の向上に努めるほか、商業者が一体となった共同事業やイベント活動などを支援し、集客力のある商店街を築きます。また、商店主や事業者の育成を進めるとともに、資金対策支援や助成制度の拡充を図り、時代変化に対応できる経営基盤を確立して、個々の経営の安定と、これら为先導する商工会組織の強化に努めます。

施策体系

地域の特性を生かした商工業の振興

商店街機能の整備
経営の安定と伸展
商工会組織の強化

主な施策

商店街機能の整備
自治会や商工会など関係機関の連携強化と共同事業への支援
事業者主体のまちづくり活動やイベントなどへの支援
空き地や空き店舗を活用した商業活動の促進
街路や核となる施設など、商店街の整備促進
店舗の近代化など、魅力ある店舗づくりへの支援
経営の安定と伸展
商業活性化フォーラムなどの開催
時代変化に対応できる事業者の育成

資金対策支援や助成制度の拡充
中小企業特別融資助成制度の活用促進
小売商業購買力流出防止対策事業の支援
商工会組織の強化
商工会活動の推進強化
若手リーダーの育成

(2) 林業・内水面漁業の振興

現状および課題

本町では、桜岡湖周辺を中心に、ワカサギや鯉などの養殖・放流や森林環境を生かしたレクリエーション施設の整備など、観光と連携した取り組みを進めています。

特に、天塩川の支流・剣淵川をはじめ、町域の約3割を占める森林や桜岡湖など、豊かな自然環境に恵まれており、この環境を大いに活用した地域産業の振興を進めていく必要があります。さらに、地球環境への対応が問われる現在、森林のもつ公益的な機能が見直されており、地球環境の一翼を担う貴重な森林や河川資源を活用しながら、これらを保全してることが課題となります。

基本方針

林業については、林道や作業道の整備・開設、造林や森林保育を進めるとともに、広域的な連携による森林保全や資源の活用などを図ります。一方、内水面漁業は、ワカサギ孵化技術の向上に努め、生息調査や資源の確保・管理と放流事業の推進に努めます。

施策体系

林業・内水面漁業の振興

林業の振興

内水面漁業の推進

主な施策

林業の振興

林道の整備の推進

民有林所有者の作業道開設の促進

造林や森林保育事業の推進

公益的機能に配慮した森林の整備

広域的な森林保全と森林資源の加工・流通体制の整備

内水面漁業の推進

ワカサギなどの放流事業の推進

ワカサギ孵化技術の向上

関係機関と連携した生息調査の実施

(3) 新たな事業を育む環境づくり

現状および課題

本町には、農産物をはじめ、農畜産物の加工品や木工芸品、陶芸品など、地域資源を利用したさまざまな特産品があり、各団体組織や事業所において、研究開発や生産・販売などの積極的な取り組みが進められています。また、“絵本の里”をイメージした商品やパッケージ作成などの取り組みも進んでいますが、これらは個々の活動が主体となっているため、今後は全町的な推進体制のもと、剣淵ブランドとして優位性を築いていくことが課題となります。

さらに、これからの地域産業は、技術革新や消費者ニーズの多様化など、変化する産業環

境に敏速かつ柔軟に対応できる力を兼ね備えていくことも必要です。特に、高度情報化や高齢化、環境問題などに対応した新たな事業展開への可能性も高まっていることから、創造的な事業の起業や事業転換に取り組むための支援を図り、新産業の創出につなげていくことが必要となります。

基本方針

異業種間交流による情報交換や新事業推進に向け、全町的な体制を整える一方、関係機関の連携による推進体制のもと、ブランド認証制度や事業システムを構築し、地域資源を活用した事業を積極的に推進します。また、人材育成を進めながら、起業家や新規事業導入・異業種転換企業への支援を進め、新たな事業や産業が芽生える環境を整え、地域産業の多様性につなげていきます。

施策体系

新たな事業を育む環境づくり
異業種間の連携体制の強化
地域資源活用事業の推進
新たな事業展開への支援

主な施策

異業種間の連携体制の強化
農業者や商工業者などの異業種間交流の促進
異業種間の連携強化による新事業推進体制の確立
販売・流通システムの確立
地域資源活用事業の推進
観光協会や商工会など、関係団体の連携による地域資源活用推進体制の確立
生産～製造～販売までの一貫した事業システムの構築
剣淵ブランド認証制度の創設
地場産品の開発・商品化に向けた研究開発活動への支援
工業化・工芸化に向けた剣淵粘土の研究開発の推進
新たな事業展開への支援
起業に向けた支援制度の確立
活性化フォーラムや町外研修などの実施による人材育成の強化
新規事業導入企業や異業種転換企業への支援
情報化対応への支援

(4) 魅力ある就労環境づくり

現状および課題

産業の転換期にある現在、就労機会に不足が生じており、特に中小企業においては、多様化する就労ニーズや社会環境の変化に対応した雇用環境づくりが遅れているため、安定した雇用の確保が厳しい状況にあります。

本町では、特に若年層の就業志向に合う雇用機会が少ない状況にあり、これが人口の流出を引き起こす大きな要因となっています。これからの社会では、女性や高齢者の就労ニーズが一層高まると予測されており、若年層に加え、女性や高齢者、さらには農業のまち・けんぶちに魅了された町外者など、さまざまな世代の人たちが町内で働くことのできる環境を整える必要があります。

基本方針

企業誘致をはじめ、既存企業の育成、農業の法人化などを進め、町内における就労機会を

拡充するほか、町外からの新規就農者の受け入れ体制を強化します。特に、事業所などの理解と協力を得ながら、高齢者や障害者の雇用や地元高校卒業者の町内就労に力を注ぎます。また、各事業所などに向け、雇用労働条件の適正化や名寄人材開発センターを活用した人材育成などを促進するほか、家族協定の導入と女性の地位向上に向けた活動支援を行って新しい雇用環境づくりをめざします。

施策体系

魅力ある就労環境づくり

町内就労の促進

就労環境の整備

季節労働者対策の推進

主な施策

町内就労の促進

企業誘致の推進

既存企業の育成や農業の法人化などによる町内就労機会の拡充

町外からの新規就農者受け入れ体制の整備

高齢者および障害者の雇用の促進

地元高校卒業者の町内就労の促進

雇用情報の収集、提供

就労環境の整備

雇用労働条件の適正化に向けた事業者の啓発、啓蒙

勤労者福利厚生事業の見直し

名寄人材開発センターの活用促進

家族協定の導入と女性の地位向上に向けた活動への支援

季節労働者対策の推進

出稼ぎ労働者手帳の交付

冬期職業講習事業の支援

3. にぎわいの場づくり

(1) 絵本と自然を生かした交流拠点づくり

現状および課題

本町では、町民の有志を中心に“絵本の里づくり”活動が進められ、今では“絵本の里”としてのイメージが定着し、市街地にある絵本の館には多くの人々が全国各地から訪れます。さらに、温泉保養施設・レークサイド桜岡やパークゴルフ場など、レクリエーション環境が整う桜岡湖周辺は、利用度の高い観光資源として多くの人々に親しまれ、町民同士あるいは町民と来訪者が交流する場は整いつつあります。

将来に向けて、商工会を中心に、“物語のある絵本の里づくり”をテーマとした中心市街地の活性化策が模索されており、新たな可能性が広がっています。今後は、この可能性の実現化に向け、これまでの活動を次なる段階へと発展させながら、多くの人々が集う魅力ある交流拠点づくりを進める必要があります。

基本方針

人の集まる拠点として、中心市街地と桜岡湖周辺施設の機能を高めるとともに、これらを中心に町内全体を楽しめる回遊ルートを設定し、多くの人々が町内に長時間滞留する環境を整えます。中心市街地については、まちの駅としての役割をもつ観光交流センターやイベント広場の整備を進めるほか、街並み景観や楽しく歩くことのできる環境づくりなど、“絵本の里”

にふさわしい街並みと環境を整えます。

一方、桜岡湖周辺においては、湖や森林などの環境を生かした体験事業や宿泊施設などの充実を図り、より一層魅力ある空間を築きます。

施策体系

絵本と自然を生かした交流拠点づくり

絵本の里にふさわしい中心市街地づくり

桜岡湖周辺における観光資源の充実

拠点間のネットワーク化

主な施策

絵本の里にふさわしい中心市街地づくり

町民や商業活動の場としての拠点施設「観光交流センター（まちの駅）」の整備

絵本の里シンボルロードの整備

空き地を活用したガーデニングの促進

イベント広場の整備

案内サインの整備

街路灯の整備

桜岡湖周辺における観光資源の充実

剣淵温泉・レークサイド桜岡の施設機能の拡充

自然体験型宿泊施設の整備

農業用水水利施設の多角的な利用促進

アウトドアスポーツ体験プログラムの充実

観光施設の維持管理体制の強化

拠点間のネットワーク化

けんぶち情報やモノを提供する拠点の整備

情報通信基盤を活用した各拠点情報のネットワーク化の推進

町内回遊ルートなどの観光案内板の設置

（２）企画力と連携による魅力づくり

現状および課題

本町では、湖水まつりや夏まつり、絵本の里大賞をはじめ、絵本の里や桜岡湖、農業に関連するイベントやお祭りを開催しているほか、道内外でのキャンペーン活動やホームページを活用した観光・イベント情報の提供など、来訪者を集めるきっかけづくりを進めています。また、絵本の館での定期的な催しや“ワークショップ風”での剣淵焼き、さをり織り体験など、来訪者が楽しく滞在できる環境も整っていますが、大きな集客を呼び起こすほどの力や地域産業の活性化につながるまでの力には至っていない状況にあります。

今後は、地域が一体となって、町民一人ひとりの知恵と技術を結集させながら、町内滞留時間の延長と集客力の向上を図り、地域経済へ波及する大きな力へと進展させていくことが大切となります。

基本方針

関係機関との連携と推進体制のもと、地域の特性を活かした体験交流事業を推進します。特に、イベントや新たな事業への取り組み、地域ぐるみのホスピタリティ（親切なもてなし）運動などを促進し、来訪者が長時間滞留を引き起こす環境を充実します。

さらに、けんぶち情報の提供体制を拡充し、さまざまな情報を提供するほか、宣伝活動を実施して幅広い人々に来訪を促していきます。

施策体系

企画力と連携による魅力づくり

推進体制の強化

滞留機能の充実

宣伝活動の強化

主な施策

推進体制の強化

観光情報の共有化など、観光協会をはじめとする関係機関との連携強化

地域特性を活かした体験交流事業推進体制の拡充

活動団体への支援

滞留機能の充実

地域資源を活用したイベントや実践活動への支援

観光客ニーズに対応した新たな事業の促進

新たな観光資源の発掘と既存資源の活用

地域ぐるみのホスピタリティ（親切なもてなし）運動の推進

観光ルートマップや各種パンフレット作成による町内情報の提供

宣伝活動の強化

けんぶち情報の提供体制の拡充

ホームページを活用した交流活動や観光などの情報提供の促進

広域市町村と連携した宣伝活動の実施

第2章 恵みの大地を活かす農業

1. 生産性の高い農業の推進

(1) 生産基盤の有効活用

現状および課題

本町では、国営・道営による大規模な農業基盤整備事業の実施により、畑地の開発、ほ場の整備、土地改良などの基盤整備は高い水準となっています。しかし、一方では未整備農地や施設の老朽化などによって透排水性が低下してきており、整備が必要になっています。

畑地においては、連作と過作によって地力の低下が問題となっています。また、離農した跡地が小規模単位で売買されているため、農家は分散した農地を所有せざるを得ない状況となり、効率的な生産性を阻害しています。

今後は、機械による作業能率の向上と収益性の高い農業生産を進めるため、より精度の高い基盤整備と地力の増進が必要となります。

基本方針

農地の集約化や集団化の推進による合理的な農地の利用と基盤整備を促進します。地力向上に向けた対策としては、緑肥作物の作付奨励や畜産農家と耕種農家との連携を強化し、優良堆肥供給体制の整備を進め、収益性や付加価値の高い農産物を安定的に生産できる基盤を整えます。

施策体系

生産基盤の有効活用

- 農地の流動化の促進
- 農地の基盤整備の促進
- 地力向上対策の推進
- 適正な輪作体系の確立

主な施策

- 農地の流動化の促進
- 農地の集約化と集団化事業の推進
- 農地管理方法の構築
- 地域担い手集団への農地の集積と集団化・法人化への支援
- 農地の基盤整備の促進
- 暗渠排水などの基盤整備の促進
- 土層改良の促進
- 持続的農業・農村づくり促進計画の策定
- 地力向上対策の推進
- 緑肥作物の作付奨励
- 優良堆肥供給体制の整備
- 土壌改良の推進
- 土壌機能増進対策の推進
- 適正な輪作体系の確立
- 麦類・根菜類・豆類・野菜類・緑肥作物を基本とした4年輪作の励行
- 個人輪作・地域輪作・組織輪作等の体系確立に向けた地域内協議の推進
- 地域振興作物の選定と作付け推進
- 土壌検診と定期的な土壌診断の励行

(2) 連携と共同による農業の推進

現状および課題

本町では、各種生産振興会などを中心とした生産組織活動や各種の農業共同利用施設の利用推進による営農支援機能の実績は高く評価されています。しかし、将来的な観点で捉えた場合、現状の支援機能と規模（能力）を基盤にしてより精度の高いものにすることが緊急の課題となっています。

この課題を解決するためには、農業者の合意形成や経済性の見通し、資金力の水準、組織の運営管理能力などの問題があります。特に、家族経営による自己（自家）完結型農業の見直しと生産所得の向上に向けた共同生産体制への取り組みが大切となります。

基本方針

全町に網羅した農作業受委託組織の育成と機能強化を図るとともに、農業共同利用施設の整備と充実を図り、より効率的な共同生産体制への環境を整備します。さらに、これらの円滑な推進をめざし、生産組織の活性化や雇用労働力の確保に向けた体制を整備するほか、農事組合の再編成を促進し、時代に見合った地域営農体制を確立します。

施策体系

連携と共同による農業の推進

- 共同と協調による営農の推進
- 共同利用施設などの高度有効活用の推進
- 地域営農集団体制の育成

主な施策

- 共同と協調による営農の推進
- 農作業受委託組織の育成と機能の強化
- 共同作業の奨励
- 雇用労働力確保対策の整備
- 生産部会活動の強化
- 担い手経営展開支援リース事業の推進
- 共同利用施設などの高度有効活用の推進
- 青果・野菜など処理施設の利用向上
- 米麦・大豆共同調製施設の利用向上
- 地域営農集団体制の育成
- 営農集団体制化のための条件整備
- 農作業受託集団の育成と複合経営の推進
- 集落営農組織への移行に向けた地域の合意形成の促進

2. 明日の農業を築く基礎づくり

(1) 明日を担う農業者の確保

現状および課題

本町における農家戸数は減少の一途をたどり、加えて農業者の高齢化と後継者不足が急速に進行しており、この現象が今後の地域農業の振興と農村社会の発展に大きな負の要因となることが予測されています。

地域農業の発展には、農業後継者の確保と育成が重要な役割を担っており、特に“職業としての農業”“生活の場としての農村”の価値観を感じることでできる環境や教育への取り組みがますます重要になっています。また、新規就農者の受け入れ体制の整備や優れた担い手の確保をめざした研修制度の創設も必要となります。

基本方針

農業を志す青年の意識高揚と支援対策の充実を図っていきます。特に、“職業としての農業” “生活の場としての農村” に将来性を実感できるような農業経営の確立をめざした総合的な支援対策を実施します。さらに、就農を希望する青年と就農者に対しては、学習や研修の支援制度を設け、経営者としての資質の向上に取り組みます。

施策体系

明日を担う農業者の確保

- 農業後継者の育成強化
- 新規就農者受け入れ体制の整備
- 農家経営管理向上施策の充実

主な施策

- 農業後継者の育成強化
- 農業後継者の経営確立支援制度の整備
- 自主研修支援体制の整備
- 農村青少年活動促進対策の確立
- 経営移譲円滑化支援機能の充実
- 認定農業者の育成と確保
- 新規就農者受け入れ体制の整備
- 新規就農希望者の研修制度の確立
- 就農制度と就農環境の整備
- 農業経営・農家経営確立事業の確立
- 農家経営管理向上施策の充実
- 農業経営管理の総合指導機能の充実
- 農家生活管理総合指導機能の充実
- 農業青年交流事業の推進

(2) 情勢の変化に対応できる農業の推進

現状および課題

本町は稲作農業を基幹としてきましたが、食料政策の国際化と食の多様化（洋風化）による米の消費量の減退、さらには稲作農業政策の転換を背景に、稲作経営の条件は拘束性の強いものとなっています。

このような中、本町では水稲から畑作・野菜・花き類を含めた複合的な農業への移行をめざし、馬鈴薯（種子・加工・でん粉原料）と特定野菜振興の取り組みや栽培管理の機械化、調製出荷施設の整備など、生産拡大のための条件を整えてきました。

しかし、WTOに対応した品目横断的経営安定対策の導入という農政の大転換期を迎え、さらに日豪FTA（自由貿易協定）による輸入農畜産物の関税引き下げ・撤廃等の動きもあり、農業を取り巻く環境はますます厳しい状況下にあります。

このように農業情勢が変化する中であっても、食料を生産する重要な産業である農業を維持するために、土づくりと輪作体系を遵守し、持続型農業の推進と環境汚染防止の観点から循環型農業の確立に向けた対策を進める必要があります。

基本方針

地域性と資本装備力、営農意欲を重視した各種の営農類型をもとに、営農の共同体制づくりを進め、各種農産物の生産拡大と市場性の向上を図り、農家の経済力と経営体質の強化に努めます。また、各種農業副産物としての有機物資源を最大限に活用し、地域農業の生産力

を高めるとともに、町民特に農業者の総意を結集し、“売りに出る農業”を農業振興の基本戦略とします。このため、国道40号沿いに「道の駅」として農林水産物直売施設・食材供給施設を整備し、農業の振興と地域産業の活性化をめざします。

施策体系

情勢の変化に対応できる農業の推進

地域に適合した営農の推進

“売りに出る”農業の推進

環境と調和した農業の推進

主な施策

地域に適合した営農の推進

基本的営農類型の策定

農業経営安定化促進対策の充実

特定野菜の産地化の推進

特定野菜栽培法の普及

地域特例作物の選定と作付け振興

“売りに出る”農業の推進

産地形成条件整備の推進

販路確立のための流通対策の充実

地場産品の製品開発事業の推進

道の駅としての「農林水産物直売施設・食材供給施設」の整備

売れる米づくりに向けた地帯別作付けの推進

道の駅への農産物、特産品の安定供給と情報の発信

環境と調和した農業の推進

家畜のふん尿などの高度有効利用の推進

ほ場残さ物のほ場還元の推進

持続型農業技術の普及

農村と農場景観向上の推進

「YES! clean」農産物作付け集団の育成

農薬のドリフト対策の徹底

農地・水・環境保全対策の推進

(3) 次代につなぐ新たな取り組み

現状および課題

農産物の自由化や消費者志向の多様化が進む中、継続的に農業・農村を発展させていくことは厳しく、今後の大きな課題となります。近年では、農村の自然・文化・人々との交流などを楽しむグリーンツーリズムの幅広い展開が全国各地で進められています。

このような動きの中、今後の本町を長期的な観点から考えた場合、地域の自然や人的資源を活用した地域農業と農村活性化のための新たな展開が求められています。

さらに、将来の本町農業を支える青年あるいは子どもたちが「生産と生活の場としての農村」の重要さを実感できるような教育や体験学習をはじめ、農業・農村生活の向上のための施策や体制づくりに向けた研究が必要となってきます。

基本方針

農業・農村が持つ地域資源を活用した田舎観光事業（剣淵型グリーンツーリズム）の推進により、農業・農村に対する都市住民の理解を高め、農業支援者の増加に努めます。加えて、今後の地域農業・農村を支える青年や将来を担う子どもたちが農業や農村のすばらしさを価

値観として認識できる教育や学習の場を設けます。また、農村文化と農家生活の向上のために青年を中心とした農村生活研修体制を整えます。

さらに、農業・農村をより活性化させるための振興方策の研究開発のために研究機関や各種機関・団体との相互連携により施策の充実を図ります。

施策体系

次代につなぐ新たな取り組み

- 農業・農村観光事業の推進
- 農村生活文化研修体制の確立
- 農業・農村開発機能の充実

主な施策

- 農業・農村観光事業の推進
- 剣淵型『田舎観光事業』の推進
- 農業・農村交流ネットワークへの参画
- 農村生活文化研修体制の確立
- 農村青年生活学習体制の整備
- 食育と食農教育の実践
- 農業・農村開発機能の充実
- 振興方策の委託研究開発の推進
- 各種機関・団体の相互連携機構の設置

第3章 美しい風景と快適な住環境

1. 快適な住環境づくり

(1) 住宅・宅地の供給

現状および課題

本町では、公営住宅をはじめ、特定公共賃貸住宅や町有住宅を保有し、住宅の供給を進めています。さらに、土地開発公社（平成17年に土地開発公社を廃止。廃止後は、町が分譲）により平波団地や平波新団地をはじめ、新たにさわらび団地の造成を進め、持ち家建築の促進を図っています。特に、同居等の促進を目的とした「ほのぼのハウス建築助成制度」（平成17年度から助成廃止）で、定住促進対策を進めるほか、老朽化が著しい公営住宅の建替えを順次進めています。

しかし、近年では農村から市街地への転居や田舎暮らしに魅了された町外からの転居希望者などが目立つほか、住環境への質的ニーズも高まっています。特に、若い世代における住宅ニーズは高まっており、幅広い世代や生活様式の多様化に対応できる住宅・宅地の供給や町外からの転居者を含めた定住促進対策と人口流出の抑制のための住宅・宅地の供給を進める必要があります。

基本方針

宅地造成用地の確保などによる新たな宅地・住宅の供給を進める一方、定住促進に向けた支援制度の充実や情報提供などの支援体制を整えます。

公営住宅においては、公共賃貸住宅再生マスタープランを見直し（平成19年度には公営住宅ストック総合活用計画を策定）ながら、計画的に整備を進めるほか、居住環境の向上をめざした改築・整備や居住者の自主的な活動を促進します。

施策体系

住宅・宅地の供給

- 宅地・住宅の供給
- 公営住宅の充実
- 定住促進対策の強化

主な施策

- 宅地・住宅の供給
- 宅地造成に向けた新たな用地の確保
- 公営住宅の充実
- 公営住宅ストック総合活用計画の策定と住宅の計画的な整備
- 老朽化に伴う町有住宅の整備
- 高齢者や寒冷地対応など、居住環境に配慮した公営住宅の整備
- 多様化する世帯構成に対応した公営住宅の整備
- 環境整備に関する自主的な活動の促進
- 定住促進対策の強化
- 定住促進に向けた新たな事業の研究および推進体制の強化
- 宅地・住宅情報の収集・提供体制の強化
- 同居や介護を目的としたほのぼのハウス建築への助成

(2) 心地よい景観・環境づくり

現状および課題

本町には、丘陵地と田園が織りなす美しい景観が広がるほか、ふれあい広場や仲町小公園

などの憩いの場が整い、町民生活にゆとりと安らぎを醸成しています。近年では、街並み整備基本計画（平成9年度策定）や中心市街地活性化基本計画（平成11年度策定）をもとに、市街地を中心とした景観づくりや町民同士がふれあう環境づくりへの活動が始まっています。

今後は、これらの活動を実現するとともに、全町的な視野に立った景観づくりや町民と一体的に取り組む体制づくりが課題となります。特に、少子・高齢社会がより一層進行するこれからは、誰もが利用しやすい公園や墓園などの整備をはじめ、地域のもつ美しい風景を生かした環境を創出し、本町に住む魅力と人にやさしい環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

全町的な美しい景観づくりを町民と一体となって推進し、本町の特徴を活かした心地よい住環境づくりをめざします。特に、町民による景観づくりについては、緑化運動や花づくりを促すほか、地区や集落単位での活動や民間事業者による活動を支援します。さらに、公園の維持管理体制を見直しながら、誰もがくつろげる公園づくりを進めます。

また、墓地環境の整備、使用料などの見直しを進め、利用しやすい環境づくりに努めます。

施策体系

心地よい景観・環境づくり

- 町民との一体的な景観づくり
- 町民による景観づくりの促進
- 憩いの場づくり
- 墓園環境の整備

主な施策

- 町民との一体的な景観づくり
- 行政と町民が一体となった景観づくり推進体制の確立
- 緑化や植樹などによる道路景観の整備
- 森林や木を生かした家庭環境、地域環境づくりの推進
- 町民による景観づくりの促進
- 町民参加による緑化運動の推進
- 地区や集落単位で進める景観づくり事業への支援
- 民間事業者に対する緑化、ガーデニングの推進と奨励
- 遊休農地や空き地などを活用した自主的な花づくりへの支援
- 憩いの場づくり
- 集落への委託など、公園の維持管理体制の見直し
- 誰もがくつろげる公園づくりの促進
- 墓園環境の整備
- 墓地環境の整備
- 使用料および管理費用の見直しと適正化
- 中央墓地の拡張

（3）安定した飲料水の供給

現状および課題

本町では、湧水と表流水を水源とした簡易水道や湧水・井戸水などを利用して、飲料水の供給を行っています。現在、水道普及率は68.5%となっていますが、将来に向け、全町域における普及をめざし、計画的に事業を進めています。しかし、山地の開発や水需要の増加などを背景に、一部の地域では夏期に渇水が発生しているため、本町では全町域への普及も含めた将来展望のもと、平成5年度に事業着手された生活貯水池「西岡ダム」の早期完成をめ

ざします。

今後も、北海道縦貫自動車道の開通をはじめとするまちの構造変化や水需要の動向などを見極めながら、将来にわたり、安定した水の確保と安全な飲料水の供給に努めていく必要があります。

基本方針

西岡ダムの建設促進とともに、簡易水道区域の拡大や水利権の統合などを進めていきます。さらに、まちの構造変化に対応した配水施設の整備や災害時における給水体制を確立するほか、水道施設や老朽管の整備を促進し、安全な飲料水の供給に努めます。

施策体系

安定した飲料水の供給

- 安定した水資源の確保
- 安全な飲料水の供給
- 効率的な水道事業運営

主な施策

- 安定した水資源の確保
- 西岡ダムの建設促進と給水体制の整備
- 新たな水利権の取得による簡易水道区域の拡大
- 水利権統合に向けた取り組みの推進
- 安全な飲料水の供給
- 高速道路など、まちの構造変化に対応した配水施設の整備
- 災害時に対応した給水体制の確立
- 老朽管の布設替えの促進
- 未普及地区における水道施設の更新、整備への支援
- 未給水地区における飲料水の衛生対策の強化
- 効率的な水道事業運営
- 施設維持管理体制の強化

2. 環境に配慮したまち

(1) ごみ処理とリサイクルの推進

現状および課題

ごみ処理における地球環境や人体などへの影響などが社会的な問題となる中、本町では広域的なごみ処理体制を整えるほか、缶・びん・ペットボトルなどの再資源化に加え、平成12年からは容器包装プラスチックや白色トレーの資源化、生ごみ処理器購入への助成（昭和60年度～平成16年度）など、循環型社会への取り組みとなるごみの適正な処理と減量化・資源化に努めています。

産業廃棄物の処理に関しては、事業者が自ら処理することが義務づけられており、建設系の廃棄物は事業者の負担で処理をしていますが、基幹産業である農業については一部町費による処理も実施しています。また、町外に依存した産業廃棄物の処理体制も含め、産業系廃棄物の適正な処理と経費負担が課題となります。

今後は、ごみ処理に関わる法規制の改正に対応できる適正な処理体制と収集体制を整え、ごみの減量化・再資源化を促進し、町民一人ひとりの意識と活動による循環型社会を確立していく必要があります。

基本方針

法規制の改正に伴った収集・処理体制を整えるとともに、農業用廃プラスチック処理経費の適正な利益者負担を検討します。また、一般ごみの処理経費についても町民負担の適正化を図るとともに、公的施設や一般家庭における生ごみの堆肥化や資源化、リサイクル商品などの積極的な購入や過剰包装の廃止を促進し、できる限りごみを出さない暮らしを促していきます。

施策体系

ごみ処理とリサイクルの推進

- 収集・処理体制の充実
- ごみの減量化と資源化
- 産業廃棄物の処理体制の整備

主な施策

- 収集・処理体制の充実
- 広域的な生ごみ収集・処理体制の整備検討
- 中間処理に伴うストックヤードの設置
- 分別品目の拡大に伴う収集・処理体制の確立
- ごみの減量化と資源化
- ごみ処理経費の適正負担
- 公的施設における生ごみ堆肥化施設の設置
- 生ごみ処理機の普及促進
- リサイクル商品やエコ商品の販売および購入の促進
- 過剰包装の廃止の促進
- 商店や公共施設における資源回収の促進
- 分別リサイクルの徹底に向けた意識啓発
- 産業廃棄物の処理体制の整備
- 農業用ビニール類など、農業系産業廃棄物の継続的な回収・処理の推進
- 農業用廃プラスチック適正処理対策の推進
- 廃プラスチック処理経費の適正負担

(2) 適正な排水・し尿処理

現状および課題

本町では、公共下水道事業と農業集落排水事業による下水道整備を進め、生活排水の適正な処理を進めています。公共下水道事業は平成9年4月から一部供用を開始し、平成12年度時点で水洗化率は9割に達していますが、経済的な負担などから水洗化が進みにくい状況にあります。一方、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置促進や西原地区における農業集落排水事業を順次進めています。

また、し尿処理は土別市の処理施設および町の地力増進施設(平成15年度から休止)において処理を進め、下水汚泥の堆肥化や堆肥の地元利用を促進するなど、美しい自然環境を抱えるまちとして、適正な生活排水の処理を進めています。今後も継続的にこれらの事業を進めるとともに、環境負荷の低減や衛生的で快適な生活環境の確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

公共下水道事業の認可区域の拡大や農業集落排水事業を進めながら、下水道区域内における水洗化の促進や合併浄化槽設置への支援、維持管理組合への助成を行います。

また、地力増進施設の有効利用を進めながら、し尿などの液肥化や汚泥の堆肥化を促進し、有効な資源活用を進めます。

施策体系

適正な排水・し尿処理

- 下水道事業の推進
- 合併処理浄化槽の設置促進
- し尿等の再利用

主な施策

- 下水道事業の推進
- 公共下水道事業の認可区域の拡大
- 農業集落排水事業の促進
- 下水道区域内における水洗化の普及・促進
- 合併処理浄化槽の設置促進
- 合併処理浄化槽の設置への支援
- 維持管理組合への助成
- し尿等の再利用
- 汚泥の堆肥化と利用の促進
- 地力増進施設の有効利用

(3) 環境保全活動の推進

現状および課題

本町では、特に問題となる公害は発生していません。一時、剣淵川に汚濁が見られましたが、下水道事業の進捗によって、汚濁は解消されつつあります。

環境に対する意識が高まる現在、食料を供給する農業のまちとして、あるいは美しい自然環境の中で楽しめる場を提供しているまちとしては、その価値観をより一層高め、さらには次代を受け継ぐ子どもたちや町民の健康維持のためにも、一人ひとりがこの環境を守っていく姿勢と全町的な監視体制を整えていく必要があります。

基本方針

指導体制や監視体制を強化しながら、環境保全対策を強化する一方、巡視活動の充実を図るなど、現有する豊かな自然を保護する体制を整えます。

さらに、環境に関するさまざまな学習機会を通じて町民意識の高揚を図り、町民による主体的な環境保全活動を促進し、町民とともに豊かな自然環境を継承する取り組みを進めます。

施策体系

環境保全活動の推進

- 環境保全監視体制の強化
- 環境保全対策の推進
- 自然保護体制の強化
- 町民の参加活動の促進

主な施策

- 環境保全監視体制の強化
- 関係機関との連携による指導体制の強化
- 違法な開発行為や不法投棄などの監視体制の強化
- 環境保全対策の推進
- 地球温暖化防止実行計画の策定
- 自然保護体制の強化

自然保護監視員および町有林監視員、鳥獣保護員による巡視活動の強化
自然環境監視員（仮称）などの町内各所への配置
鳥獣保護区の設定と鳥獣保護のPR
町民の参加活動の促進
町民主体による組織づくりと環境保全活動への支援
自然観察教室、自然体験教室などの開催
環境学習教材の作成と活用促進
家庭、学校などにおける環境美化・保全教育の推進

3. 安心して暮らせるまち

(1) 消防・救急体制の充実

現状および課題

本町は、近隣1市2町（平成17年9月1日、士別市と朝日町が合併し、1市2町となる）で組織する士別地方消防事務組合に属し、消防・救急活動を進めています。町内には剣淵支署を設置し、常備消防体制を確保しているほか、救急業務については士別消防署と連携を取りながら対応していますが、町民の間からは救急体制に対する不安の声が強まっています。

地域ぐるみの消防体制としては、2分団体制のもと、消防団を結成していますが、高齢化や町民の就業形態の変化などにより、団員の確保が困難になりつつあります。

今後は、町民の不安解消に努めながら、広域的な連携も含めた消防・救急体制を充実する一方、“地域は地域住民で守る”意識づくりと地域体制を整えていくことが大切となります。

基本方針

広域的な連携の強化をはじめ、常備消防力の充実に図り、消防・救急体制の強化に努めます。さらに、消防団員の確保や実践的な活動を強化するほか、自治会（平成17年1月1日、行政区制度から自治会組織へ移行）などによる協力体制を整え、緊急時に即応できる地域体制づくりを進めます。特に、初期消火や救命講習会、防災訓練などを実施し、町民一人ひとりの初期対応力の向上に努めます。

施策体系

消防・救急体制の充実

- 消防・救急体制の強化
- 地域で守る体制づくり
- 防火等の意識高揚

主な施策

- 消防・救急体制の強化
- 広域的な連携による救急体制の強化
- 常備消防力の強化
- 地域で守る体制づくり
- 消防団員の確保
- 常備消防との連携による消防団の実践的な活動の強化
- 自治会などの協力体制の強化
- 火災予防の普及推進
- 防火等の意識高揚
- 初期消火や救命講習会などの実施
- 防災訓練の実施
- 広報などを通じた意識啓発の推進

(2) 地域防災体制の充実と国民保護体制の整備

現状および課題

本町では、開基 100 年を越える歴史の中で、集中豪雨・台風による大水害や風倒木被害などを幾度か経験してきました。現在は、河川改修が進行し、水害危険区域は大幅に減少しましたが、まだ一部に内水等による水害発生区域があり、今後は、こうした水害をはじめ、発生が予測できない地震などの自然災害対策について検討を要します。

また、昭和 55 年には防災行政無線を整備し、情報伝達が困難な世帯への戸別受信機の設置など、防災体制を確立していますが、地域防災計画の見直しを含めた、より一層の防災体制の充実・強化を図る必要があります。

今後は、地域防災計画のもと、敏速に即応できる防災組織体制の整備・充実と町民の自主防災意識の高揚を図り、災害による被害を最小限に食い止めていくことが大切となります。

一方で、我が国が武力攻撃を受けるなどの有事における国民の保護のための措置として、市町村には警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、救援等、様々な役割が期待されています。武力攻撃事態等に備えて、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、地域における国民の保護措置のための体制の整備が必要となっています。

基本方針

関係機関との連携による災害監視体制の強化や防災組織の再編成を進めるほか、防災行政無線設備の更新や戸別受信機の設置など、災害発生時における対応力の強化を図ります。加えて、地域防災計画を周知するとともに、自主防災組織や災害ボランティアの育成と総合的な防災訓練を実施し、町民同士の助け合いの意識と活動力を高めます。

さらに、国民保護計画を策定し、日本に対する外部からの武力攻撃やテロなどに際しての危機管理体制の整備・充実を図るとともに、各種関係機関との連携を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制の整備に努めます。

施策体系

地域防災体制の充実と国民保護体制の整備

防災体制の強化

防災意識の高揚

国民保護体制の整備

主な施策

防災体制の強化

関係機関の連携による監視体制の強化

防災会議条例の改正と防災組織の再編成

防災行政無線設備の更新と戸別受信機の設置

災害対策用物品、食料などの備蓄

防災意識の高揚

防災計画内容の周知

総合的な防災訓練の実施

自治会や事業所などの単位による自主防災組織の育成

災害ボランティアの育成

国民保護体制の整備

国民保護計画の策定

(3) 交通・防犯・消費者対策の推進

現状および課題

車主体の生活行動の定着や道路網の整備が進むにつれ、交通量の増加や高齢者による運転機会が増えています。また、社会環境の悪化や情報の氾濫などによる犯罪の低年齢化や悪質化する商品販売などの被害も大きな社会問題となっています。特に、全国的に社会問題化している拉致誘拐や子どもを狙った傷害殺人など、小さな生命が犠牲となるケースが多発する傾向にあります。

本町では、犯罪などに関して大きな問題は発生していませんが、特に車中心の生活様式や通過車両の増加などを背景に、高齢者や女性などの交通事故が増加傾向にあり、交通事故をはじめとする安全対策をより一層強化し、加害者や被害者を出さないまちづくりを進めていくことが大切です。

基本方針

道路標識調査の実施や交通安全施設の整備などを進め、交通事故が発生しにくい環境を整えるとともに、特に交通事故に巻き込まれることの多い高齢者や女性、子どもなどを中心とした交通安全意識の高揚に力を注ぎ、交通事故の防止に努めます。

また、防犯活動や防犯灯の設置などによる防犯対策を推進するとともに、地域の協力を得ながら登下校時における児童生徒の安全確保を推進するほか、消費者対策については生涯学習と連動した学習機会や相談体制を整え、安心・安全な地域社会を築きます。

施策体系

交通・防犯・消費者対策の推進

- 交通安全対策の推進
- 交通安全意識の高揚
- 防犯対策の推進
- 消費者対策の推進

主な施策

- 交通安全対策の推進
- 歩道や道路標識、赤色回転灯などの交通安全施設の整備
- 関係機関と連携した道路標識調査の実施
- 交通安全車の配備
- 交通安全相談窓口の開設
- 地域、職域などにおける組織的運動の促進
- 交通安全意識の高揚
- 高齢者や女性、若者を対象とした啓発活動の推進
- 交通安全指導員や交通安全協会などによる啓発活動・交通三悪撲滅運動の推進
- 広報紙、交通安全新聞などの活用による意識啓発
- 事業所や学校・保育所などでの交通安全教室の実施
- 防犯対策の推進
- 関係機関との連携による防犯活動の推進
- 防犯灯の設置および維持費助成による防犯環境の充実
- 防犯意識の高揚に向けた広報活動などの強化
- 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- 消費者対策の推進
- 消費者行政の推進と消費生活相談の充実
- 生涯学習と連動した学習と実践活動の推進
- 消費者に対する意識啓発

第4章 心と発想の豊かさを育む地域社会

1. 地域福祉社会の確立

(1) 地域福祉の推進

現状および課題

本町では、平成10年4月に健康福祉総合センターを開設しているほか、新高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定し、広域的な視野を含めた保健・医療・福祉の一体的な地域福祉体制づくりを進めています。

また、社会福祉協議会を中心に、地域ごとの活動体制を整え、町民への支援や助け合い活動をはじめとする福祉活動の実践、ボランティア協力校の指定など、地域ぐるみのボランティア活動にも取り組んでいます。今後は、より一層これらの活動を高めながら、地域の中で定着できる条件整備と町民一人ひとりの意識づくりに力を注いでいく必要があります。

基本方針

周辺市町との連携や保健・医療・福祉などの関係機関との連携を強化する一方、町民同士での相互支援活動組織づくりやボランティア活動を促進し、町民・行政それぞれの役割のもと、地域全体が高齢者や障害者などを支えていく地域システムを構築していきます。特に、地域単位での福祉活動組織をはじめ、さまざまな福祉組織が芽生える条件づくりと活動の支援を図るほか、活動の中核を担うボランティア・センター機能の強化やボランティア活動機会の提供を図り、活発な活動を促します。

施策体系

地域福祉の推進

地域ケア体制の強化

地域福祉推進組織の育成

ボランティア活動の促進

主な施策

地域ケア体制の強化

介護保険事業計画と連動した高齢者保健福祉計画の推進および定期的な見直し

広域での介護基盤整備の検討および広域での介護認定審査会の共同設置の継続

健康福祉総合センターを核とした保健・医療・福祉など、関係機関との連携によるケアマネージメントの強化

介護サービス事業者の広域的活用などの情報収集と住民への福祉サービス利用情報の提供

地域福祉推進組織の育成

関係機関との連携による小地域ネットワーク活動など、地域ぐるみの福祉活動推進体制の充実

NPO（特定非営利団体）など、多様な福祉組織の育成

社会福祉法人の活動や事業への支援

ボランティア活動の促進

ボランティア・センター機能の強化

ボランティア活動機会の拡充

地域や学校、職域でのボランティア活動の促進

ボランティア組織の育成と活動支援

(2) 高齢者福祉の推進

現状および課題

平成12年3月現在、高齢化率27.3%の本町は、すでに高齢社会を迎えており、今後も高齢化が確実に進行すると予測されます。このような中、特別養護老人ホーム・剣淵ひらなみ荘に加え、新たに健康福祉総合センターや高齢者等福祉寮を整備し、在宅介護に向けた支援体制や一人暮らしの高齢者対策を進めています。しかし、核家族化や価値観などの変化を背景に、高齢者世帯や高齢者の一人暮らしが目立つ一方、在宅介護へのニーズも高まっています。

さらに、趣味活動や軽スポーツ活動、就労機会など、高齢者が元気で楽しく暮らせる環境づくりにも力を注ぎ、活発な活動が行われていますが、老人クラブへの加入者の減少などの問題も抱えています。

今後は、地域の実情や高齢者個々の生き方に対応できるサービスの提供をより一層充実するとともに、元気で安心して暮らせる環境と積極的に活動する高齢者の意識づくりをバランスよく整えていく必要があります。

基本方針

ショートステイやデイサービスをはじめ、要支援者対策を視野に入れた福祉寮、痴呆性高齢者対策など、施設におけるサービス機能の充実を図ります。在宅サービスにおいては、緊急通報装置の設置や配食サービスなど、高齢者の生活自立を支援するほか、家族介護者への支援や寝たきりなどの防止対策を進めます。

また、高齢者の知識や経験が活かせる機会や活動の場を充実しながら、生きがいをもって暮らせる環境を整えます。

施策体系

高齢者福祉の推進

- 施設設備の充実
- 在宅サービスの充実
- 生きがい対策の推進

主な施策

- 施設設備の充実
- ショートステイ・サービスの拡充
- 自立生活支援通所事業の専用スペースの整備
- 独居老人などの要支援者を対象とした高齢者福祉寮の拡充
- 痴呆性高齢者対策の推進
- 在宅サービスの充実
- 地域包括支援センター機能の充実
- ホームヘルプサービスの充実
- 緊急通報装置の設置促進
- 自立生活支援通所事業のサービス内容や配食サービスなど生活支援・援助の充実
- 家族介護者への支援体制の強化
- 寝たきりや痴呆予防に向けた各種教室の開催
- 生きがい対策の推進
- 高齢者の知識や経験を活かせる機会の拡充
- 就労機会の拡充および高齢者事業団活動の促進
- シルバーボランティア活動の促進
- 趣味の作業所など、高齢者活動施設の整備
- 老人クラブ活動への支援

(3) 障害者福祉の推進

現状および課題

本町には、知的障害者更生施設「剣淵西原学園」と授産施設「剣淵北の杜舎」が立地するほか、5か所のグループホームがあります。これらの施設では“ワークショップ風”や絵本の館などを活用し、障害者が制作した“けんぶち焼き”や“さをり織り”などの作品を展示・販売するなど、地域の中で積極的な活動を進めています。

近年では、高齢化の進展とともに、身体障害者の9割を高齢者が占めるなど、高齢者サービスとの相互利用を考慮したサービス体制や基盤の確立が課題となるほか、障害者の社会参加がより一層進む地域づくりや町民意識の高揚を図ることが必要となります。

基本方針

障害者基本計画を策定するとともに、これに基づく体系的な支援サービス・体制づくりを進めるとともに、高齢者福祉の連携を強化し、福祉サービスの充実を図ります。また、小規模作業所やグループホームをはじめとする活動の場づくりへの支援を進める一方、ノーマライゼーション思想の普及や地域におけるさまざまな交流機会・就労機会づくりによる偏見のない地域社会を構築します。さらに、公的空間のバリアフリー化や障害者支援ボランティアの育成などを進め、障害者の社会参加を助長する条件整備にも取り組みます。

施策体系

障害者福祉の推進

福祉サービスの推進

福祉活動の促進

社会参加の促進

主な施策

福祉サービスの推進

障害者基本計画の策定と障害者福祉体制の確立

高齢者福祉事業との連携によるサービスの充実

ホームヘルプサービスなど、在宅サービスの充実

医療・保健・福祉などの関係機関との連携による訪問相談活動の推進

福祉活動の促進

小規模作業所設置に向けた支援

グループホーム設置に向けた支援

障害者団体の組織化と活動支援

社会参加の促進

ノーマライゼーション思想の普及と啓発活動の推進

地域や学校などでの交流事業の推進

施設や歩道などのバリアフリー化の推進

事業所や公的施設での雇用促進

障害者支援ボランティアの育成および活動の推進

(4) 自立への支援

現状および課題

核家族化の進行や離婚件数の増加、雇用環境の低迷などを背景に、ひとり親家庭や低所得者が増加する傾向にあります。本町では、民生委員・児童委員を中心とした相談・指導體制のもと、各種制度の活用を進めていますが、特に、低所得世帯では高齢者世帯、ひとり親家庭では母子家庭の経済的な負担が問題となっており、自立した生活に向けた支援を継続的に進めていく必要があります。

一方、国民年金などの社会保障制度においては、新たな制度の導入や制度に対する不安、経済的な負担などから長期未納者がいますが、相互扶助精神の浸透と高齢期における生活の安定に向けた対策を講じる必要があります。

基本方針

関係機関との連携やきめ細かな指導・相談体制を充実するほか、各種制度の周知や効果的な活用を促進し、低所得者やひとり親家庭の自立を促していきます。

国民年金などの社会保障制度については、制度内容の周知を図りながら、特に無年金者のないまちをめざします。

施策体系

自立への支援

- 低所得者の自立支援
- ひとり親家庭への支援
- 社会保障対策の推進

主な施策

- 低所得者の自立支援
- 民生委員や関係機関との連携体制の強化
- 就業情報の提供など、生活自立に向けた相談・指導体制の充実
- 各種制度の活用促進
- ひとり親家庭への支援
- 民生委員活動など、関係機関との連携による相談・指導体制の充実
- 各種制度の周知および効果的な活用促進
- 保健・医療・福祉サービスなどの充実
- 社会保障対策の推進
- 国民年金など、社会保障制度の周知
- 国民年金被保険者の加入促進

2. 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

現状および課題

本町では、健康福祉総合センターを中核とした各種検診や相談、機能回復訓練などの保健事業を推進しています。さらに、トレーニング室の利用促進をはじめ、糖尿病教室やダイエット教室、冬期健康教室などの開催によって生活習慣病対策や施設の開放による自主的健康づくりへの取り組みを促進しています。特に、基本健診は高い受診率を保っていますが、未受診者の固定化や各種がん検診の受診率の低迷などが問題となっています。

今後は、これまでの事業を継続しながら、“自らの体は自らが守る”意識を高めるとともに、町民の自己健康管理を促す体制づくりに一層力を注ぐ必要があります。

基本方針

保健・福祉・医療の連携のもと、健康管理体制や健康情報管理システムを構築し、町民が自分自身の健康情報を得られる体制を整えるとともに、健康づくりや疾病予防に取り組みやすい環境を充実します。特に、健診結果の説明・相談体制の強化や病態別および個別健康教育の実施などを進めるほか、壮年期の自己健康管理意識の向上や保健施設の有効活用を促進します。

施策体系

健康づくりの推進

- 健康管理体制の強化
- 保健事業の推進
- 健康づくりの促進

主な施策

- 健康管理体制の強化
- 保健・福祉・医療が一体的となった健康情報管理システムの確立
- 健康福祉総合センターを核とした健康管理体制の充実
- 生涯を通じた自己健康管理体制づくり
- 専任指導員の適正な配置などによる健康福祉総合センターの充実
- 保健事業の推進
- 各種検診の実施および受診の促進
- 健診結果に基づく説明・相談指導の強化
- 高齢者健康実態調査の継続
- 寝たきり、痴呆予防対策の充実
- 障害の予防指導および早期発見に向けた活動の強化
- 生活習慣病予防のための健康教室の開催
- 糖尿病教室、ダイエット教室の開催など、病態別健康教育の実施
- 個別健康教育の実施
- 機能回復訓練体制の推進
- 健康づくりの促進
- 壮年世代に向けた健康管理意識の向上
- 自主管理による健康福祉総合センターの有効活用の促進

(2) 地域医療体制の充実

現状および課題

町内には町立診療所と民間の歯科診療所があり、町民生活の身近な医療機関として重要な役割を担っています。町立診療所は平成9年度に健康福祉総合センターに併設して全面改築し、これにより福祉・保健と連携した地域医療体制が整い、内科・小児科・放射線科で初期診療を行っています。(なお、平成17年度から入院・夜間診療・休日診療を休止)

今後においても、医師の安定確保に努めるとともに、高齢化や疾病・生活様式の変化などに応じた医療サービスの提供と近郊の総合病院などとの連携を強め、地域の実情に見合った地域医療体制の充実に努めることが必要です。

基本方針

遠隔医療システムや在宅医療体制など、地域の実情に見合った診療体制を充実するほか、送迎サービスを検討するなど、利用しやすい町立診療所の充実に努めます。さらに、広域的な連携体制の強化を進め、より一層安心できる緊急医療体制を整えます。

一方、国民健康保険事業については、事業の健全化と医療費負担の適正化に努めます。

施策体系

地域医療体制の充実

- 町立診療所の充実
- 緊急医療体制の整備
- 国民健康保険事業の推進

主な施策

- 町立診療所の充実
- 医師の安定確保
- 遠隔医療システムの検討など、地域の実情に見合った診療体制づくり
- 訪問看護など、在宅医療サービスの充実
- 高齢者などを対象とした送迎サービスの検討
- 経営改善に向けた対策の推進
- 看護師研修の充実および看護ケアの充実
- 健康福祉総合センターとの連携による保健・医療・福祉サービスの充実
- 空き病棟などの有効活用の検討
- 緊急医療体制の整備
- 診療所体制の充実
- 広域的な連携体制の強化
- 国民健康保険事業の推進
- 国民健康保険事業運営および健全化の推進
- 医療費の適正化対策の推進

3. 生涯学習の推進

(1) 生涯学習体制の充実

現状および課題

本町では、社会教育振興計画に基づき、新しいまちづくり運動推進委員会の設置や講師・指導者の確保などに努めるほか、全町的な生涯学習推進体制に向けた組織づくりに取り組んでいます。

町民の就労形態や生活様式、学習ニーズなどが多様化する現在、町民の学習意欲や意識を高める仕組みを築き、町民主体の生涯学習推進体制へ移行できる条件づくりに力を注ぐことが大切となります。特に、急速に進展する情報技術の活用や町民による学習運営、学習成果の活用など、幅広い視野のもと、誰もが気軽にいつでもどこでも学習できる体制をめざしていく必要があります。

基本方針

関係機関との連携による生涯学習推進体制と庁内推進体制を整え、町民のニーズ把握と総合的な生涯学習の推進を図ります。特に、学習成果がまちづくりで活かせる仕組みや人材バンクの設置、情報技術を活用した学習システムなど、新たな生涯学習推進体制づくりを進めるとともに、各種生涯学習事業や施設利用条件の見直し、生涯学習情報の提供方法の改善など、多くの町民の利用を促す環境を整えます。

施策体系

- 生涯学習体制の充実
 - 推進体制の確立
 - 施設利用促進対策の推進
 - 情報提供の充実

主な施策

- 推進体制の確立
- 中期社会教育振興計画の策定
- 関係機関や各団体などの連携による生涯学習推進体制の確立
- 庁内推進体制の整備

まちづくり運動と連動した生涯学習体制および人材バンクの整備と活用
情報技術を活用した学習システムの確立
学習支援者・指導者の育成体制の強化
施設利用促進対策の推進
町民参加による各種事業評価の実施およびこれに基づいた事業の見直し
生涯学習施設の利用時間や運営形態などの見直し
生涯学習施設の利用者負担の適正化
情報提供の充実
情報技術を活用した情報提供体制の確立
各種情報誌の内容充実および集約化

(2) 生涯学習の推進

現状および課題

本町では、町民センターや絵本の館などを利用しながら、町民講座や平波大学、町民おもしろゼミナールなど、さまざまな学習機会を提供しています。さらに、町民の学習活動において重要な役割を担うリーダーの育成や生涯学習の奨励事業、公民館活動への支援などを進め、町民の主体的な学習や趣味的な活動を応援しています。

男女共同参画や人権尊重社会、情報化・国際化など、新たな社会づくりが求められる現在、これらの現代的な課題や新たな知識・技術を学ぶ機会を拡充しながら、町民の主体的な活動を支援し、学習活動の定着と幅広い世代の学習意欲を高めることが重要となります。

基本方針

現代的な課題をはじめ、地域課題や地域資源を活用した学習活動を進める一方、世代間を越えた学習の取り組みや町民同士の交流が高まる学習環境にも配慮していきます。絵本の館など、活動の場となる施設の整備や設備の充実を図るとともに、町民の自主的な活動や公民館活動などを支援するほか、活動組織間の交流や活動成果を発表する機会などを設け、町民の意志と行動力のもと、積極的に学習活動に取り組むまちをめざします。

施策体系

生涯学習の推進

学習機会の拡充
生涯学習施設の整備充実
町民の参加・活動の促進

主な施策

学習機会の拡充
各世代のニーズに応じた講座や教室の開催
世代間を越えた学習機会の提供
男女共同参画社会や情報社会、国際化など、現代的な課題に対応した学習機会づくり
まちづくり出前講座などによる地域課題やまちづくりを学習する機会づくり
地域資源を活用した学習機会づくり
近隣市町村の生涯学習情報の共有と広域連携による学習活動の推進
生涯学習施設の整備充実
絵本の館の整備および専門職員（学芸員・司書）の配置
町民センターの整備
情報機器など、学習内容に応じた設備の充実
町民の参加・活動の促進
各種団体や学習組織による自主的な活動への支援

各種団体間や世代間交流の推進
活動成果を発表する機会の拡充
公民館活動の促進および活動への支援

(3) スポーツ活動の浸透

現状および課題

本町では、平波球場をはじめ、テニスコートやパークゴルフ場、びばからすスキー場（なお、びばからすスキー場は、利用者の激減により、平成18年度の営業を最後に廃止を予定）など、年間を通じ、スポーツを楽しめる環境が整っています。この恵まれた環境を活かし、各種スポーツ大会をはじめ、水泳教室や軽スポーツなどの普及に取り組み、多くの町民がスポーツを楽しむきっかけをつくりながら、健康づくりとスポーツを通じた町民同士の交流を図っています。

しかし、少子・高齢化などのさまざまな要因を背景に、各スポーツ団体の活動は低迷する一方、指導者の確保が困難な状況にあり、今後は町民の生活様式の変化や地域の実情を踏まえながら、レクリエーションとして、あるいは健康の保持・体力の増進として、町民生活の中にスポーツ活動を浸透させていく必要があります。

基本方針

各世代に応じたスポーツプログラムの提供や学校の部活動との相互協力体制を整え、生涯を通じ、誰もが継続的にスポーツに取り組むことのできる体制を整えます。特に、軽スポーツ・ニュースポーツの普及や各種スポーツ大会などを通じ、スポーツをするきっかけづくりを進めるとともに、利用形態に見合ったスポーツ施設の充実や町民の主体的なスポーツ活動を支援します。

施策体系

スポーツ活動の浸透

- 生涯スポーツ推進体制の充実
- スポーツ活動の促進
- スポーツ施設の充実
- 活動組織の育成

主な施策

- 生涯スポーツ推進体制の充実
- 各世代に応じたスポーツプログラムの提供
- 学校の部活動との相互協力体制づくり
- 指導員育成と指導体制の充実
- スポーツ活動の促進
- 軽スポーツ・ニュースポーツの普及・充実
- 各種スポーツ・大会の充実
- 道民スポーツ大会・各種スポーツ大会への派遣
- スポーツ施設の充実
- ロッジやゲレンデなど、スキー場の整備
- 施設の維持管理体制の検討
- びばからすスキー場跡地の有効活用
- 活動組織の育成
- 総合型地域スポーツクラブに関する学習会の開催
- 各種団体の育成および活動への支援
- 各種団体や活動グループの自主的な運営の促進

(4) 地域文化の振興と伝承

現状および課題

本町には、開拓の歴史を物語る屯田兵屋や射的場、開拓記念木などの文化財、剣淵神楽や屯田太鼓などの郷土芸能が今もなお受け継がれています。また、絵本の里づくりと連携した文化事業など、新たな文化活動が芽生え、先人が築いた地域文化と共存しています。

近年、伝統芸能の指導者や後継者不足などの問題を抱えており、次世代へ地域文化を伝承していく努力が課題となります。特に、今後はまち全体で文化財や伝統芸能を伝承する風土と新たな地域文化の創出を促進しながら、2つの地域文化が調和し、独自の文化が根づくまちづくりに力を入れることが大切となります。

基本方針

青少年の活動や絵本の里づくりと連動した活動などを促進するほか、優れた芸術文化にふれあう機会を広げ、新たな文化活動が芽生える環境と地域文化の振興を図ります。

一方、郷土資料館の有効活用や伝統芸能の後継指導者・活動会員の確保などに力を注ぎ、地域に伝わる文化財の保護・活用や伝統芸能の伝承活動を進めます。

施策体系

地域文化の振興と伝承

地域文化の振興

文化財の保護・活用

伝統芸能の伝承

主な施策

地域文化の振興

青少年の文化活動の促進

絵本の感性を生かした文化活動の推進

芸術文化団体・サークルなどの育成と活動の促進

広域的な連携体制による優れた芸術文化を觀賞する機会の拡充

文化財の保護・活用

郷土資料館の有効利用および展示内容の充実

歴史的な文化遺産の調査と保存

史跡・有形文化財建造物および天然記念物の保護・保存方法の検討

伝統芸能の伝承

発表機会の拡充

後継指導者および活動会員の確保

団体活動の育成支援

郷土芸能の保存と継承

4. 健やかな子どもたちの育成

(1) 子育て環境の充実

現状および課題

家庭や子どもを取り巻く社会環境は、共働きの一般化や核家族化、少子化の進行などを背景に大きく変化し、社会的に子育てへの不安を抱える親の増加や出生率の低下が問題となっています。本町においてもさまざまな要因から少子化が進み、保育所の定員割れや入所児童の低年齢化が進んでいます。また、家庭や地域における子育て機能の低下から、児童虐待が

深刻な社会問題となっていますが、地域社会全体の問題として受け止め、解決していく必要があります。

平成7年度からは学童保育を実施しているほか、乳幼児健診や新生児訪問指導、子育て教室の実施、乳幼児医療費の助成など、保健・医療・福祉の協力体制のもと、子育てへの支援に取り組んでいますが、保育ニーズは大きく変化しています。

今後は、保育ニーズを的確に捉えながら、地域住民も参加した子育て支援体制を整え、安心感とゆとりのある地域社会の中で、子育てが楽しめる条件を整えることが必要になります。

基本方針

保育ニーズ調査を実施する一方、関係機関の連携による子育て支援体制や地域子育て支援体制を整えます。さらに、乳幼児医療費の支援や各種健診事業の実施など、子どもの健康な体づくりへの支援を図るほか、一時保育事業などの保育サービスの充実や保育環境改善の整備を進めます。

施策体系

子育て環境の充実

- 子育て支援体制の強化
- 健康な子どもの育成
- 保育サービスの充実

主な施策

- 子育て支援体制の強化
- 福祉・保健・教育との連携による子育て支援体制の充実
- 学童保育機能も含めた地域子育てサポート体制の確立
- 保育所の地域開放による子育て支援機能の強化
- 保育ニーズ調査の実施および次世代育成支援行動計画の策定と推進体制の整備
- 生涯学習との連携による家庭教育の推進
- 児童厚生施設等の整備
- 健康な子どもの育成
- 乳幼児医療費への支援
- 乳幼児健診の充実
- 妊婦健康診査の適正受診の推進
- 虫歯予防の促進
- 妊婦、新生児訪問指導の充実
- 保育サービスの充実
- 保育サービスの拡大に伴った体制の充実
- 統合保育推進に伴う保育体制の充実
- 保育士の研修機会の拡充

(2) 義務教育の充実

現状および課題

小学校・中学校それぞれ1校ずつある本町では、小中学校での情報化教育をはじめ、童話作家などによる授業や障害者・高齢者との交流など、地域の特性を活かした取り組みを進め、時代の変化に対応した新しい教育内容の充実に努めています。さらに、コンピューターの導入など、情報化教育に対応した施設や設備の整備を図るとともに、小・中学校の校舎の改築を進め、教育環境の充実を図っています。

一方では、人口の減少や少子化などを背景に、児童・生徒数は減少傾向にあります。さらには平成14年度からは新学習指導要領が実施されるなど、学校教育環境が大きく変化してい

ます。特に、これからの義務教育は、地域や学校の創意のもと、地域の特性を活かした教育とともに児童や生徒が生きる力を身につけ、新しい時代を切り拓くための積極的な教育が求められています。このほか、極めて深刻な事態として、いじめによる児童生徒の自殺や登下校中または校内での事件・事故が全国各地で相次ぎ、迅速で適正な対応が求められています。

また、学校教育の一環として児童・生徒に給食を行っている学校給食センターは、築後20年を経ているため、施設の改修や備品の更新が必要となっています。

基本方針

新学習指導要領に対応した教育体制を確立し、この体制のもと、情報化や国際化など、時代に対応した教育をはじめ、学校・地域の特質を活かした教育や基礎・基本を重視した教育を進めるとともに、これら新たな教育内容に見合った施設や設備を整備します。さらに、余裕教室の幅広い活用や異世代間の交流などを進め、地域に根ざした学校運営を推進します。

また、学校給食センターの老朽化に伴い、施設や備品の改善を図ります。

施策体系

義務教育の充実

- 教育内容の充実
- 指導・相談体制の強化
- 小中学校の環境整備
- 資金・援助制度の充実

主な施策

- 教育内容の充実
- 生きる力を身につけ、新しい時代を切り拓く教育の推進
- 地域の特質を活かした教育の推進
- 基礎・基本を重視した教育の推進
- 時代に対応した教育内容の導入
- 異世代間交流の促進
- 特別支援教育の推進
- 香川県さぬき市との児童交流事業の促進
- 学校の防犯対策の強化
- 指導・相談体制の充実
- 新たな学習指導要領に対応した教育体制の確立
- 学校・家庭・地域の連携強化と情報の共有
- 心の相談など、相談体制の強化
- いじめの実態を把握し、問題の早期発見による迅速で適正な対応
- 小中学校の環境整備
- 校舎の計画的な小規模改修・改造
- 校舎付帯施設の整備
- 校舎周辺環境の整備
- 施設備品の更新と教育備品の充実
- 地域開放など、余裕教室の幅広い活用の推進
- 学校給食センターの施設整備および設備の充実
- 教員住宅の建替えおよび単身教員住宅の整備
- 耐震改修促進計画に基づく耐震診断の実施と耐震化の促進
- 資金・援助制度の充実
- 高次教育機関への修学資金制度の活用促進
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の充実

(3) 地域が誇る剣淵高校

現状および課題

本町には、創立 50 周年を迎えた町立剣淵高校があり、町内をはじめ、町外からも生徒が集まっています。この剣淵高校では“農業のまち・剣淵”として次代の農業を担う後継者の育成と高齢社会における社会福祉従事者の育成をめざし、農業国際コースと生活福祉コースのコース制を導入し、地域に根ざした特色ある教育を展開しています。特に、地域に学び、地域と共に生きる「花づくり・人づくり・ふる里づくり」のもと、学校施設を活用した開放講座や体育施設の開放、地域行事への生徒の参加などに力を注いでいます。

今後も、地域の特性を活かした教育を進め、地域づくりに貢献する人材の育成に力を注ぐ一方、町民全体が協力し合いながら、地域が誇れる魅力ある学校づくりを進めていく必要があります。

基本方針

委託実習システムや地域農業センターとしての機能の構築による教育体制を強化するほか、各種実習や資格取得への支援を進め、専門性の高い教育を進めます。さらに、開放講座の実施や施設の一般開放、地域行事への参加を促進し、地域とともに歩む学校運営を進めます。

施策体系

地域が誇る剣淵高校

特色ある教育体制づくり

教育支援の推進

地域と歩む学校経営

主な施策

特色ある教育体制づくり

農業国際コース・生活福祉コースの充実

委託実習のシステム構築

地域農業センターとしての農場機能の確立

老朽化施設整備の更新（福祉実習室の整備）など、教育環境の整備充実

生徒確保対策の推進

卒業者の就職先の確保と町内就労の促進

教育支援の推進

海外委託実習や道内外委託実習への助成

福祉関係の委託実習への助成

資格取得に対する支援

地域と歩む学校経営

生涯学習との連携による一般開放講座内容の充実

学校施設の一般開放の推進

地域行事への参加促進

(4) 温かく見守る地域社会づくり

現状および課題

核家族化や少子化、共働き世帯の増加が広がる中、犯罪や非行の低年齢化、子ども同士や親子のコミュニケーション不足など、子どもたちを取り巻く環境が社会的な問題となっています。また、平成 14 年度からはじまる学校完全週 5 日制の実施によって、家庭・学校に加え、地域における子どもの教育力の向上が求められています。

本町では、青少年問題協議会や子供会育成連合会を中心に子どもたちを見守る体制を整え

ているほか、子供会の自主活動や行事への参加、絵本の読み聞かせや親子劇場などのさまざまな子どもたちの活動が行われています。しかし、日常的に多くの子どもたちが集まる場や交通手段などの問題も抱えています。今後は子どもたちが自主的に活動できる環境づくりと地域が一体となって子どもを育て、成長を見守る地域社会づくりを進めることが重要になります。

基本方針

家庭での教育力の向上を図りながら、学校や地域と連携した地域ぐるみの体制を強化し、子どもたちを温かく見守る体制を整えます。さらに、体験学習やスポーツ活動、ボランティア活動などを通じて世代間や親子間、子ども同士など、多くの人と交流ができる機会を提供していきます。また、子どもたちの自主的な活動を促すとともに、既存活動組織の見直しを進め、地域変化に応じた活動組織を育成します。

施策体系

- 温かく見守る地域社会づくり
 - 地域ぐるみの体制づくり
 - 青少年健全育成活動の推進
 - 活動組織の育成

主な施策

- 地域ぐるみの体制づくり
- 家庭や学校、地域との連携による青少年健全育成体制の強化
- 家庭教育力の向上
- 青少年育成事業の見直し
- 青少年健全育成活動の推進
- 学校週5日制に伴う体験学習やスポーツ活動の検討
- 世代間や地域間、親子間交流の促進
- ボランティア活動への参加促進
- 国際交流事業の推進
- 活動組織の育成
- 新たな参加を促す青年組織づくり
- 単位子供会の組織再編と活動促進
- 子供会育成連合会と関連団体との連携による活動の促進

第5章 結束力と行動力が築く明日のけんぶち

1. まちづくり活動の推進

(1) コミュニティ活動の推進

現状および課題

本町のコミュニティは、市街地域および農村地域合わせて11の自治会を単位に活動を進めています。しかし、農村地域の一部では離農が進み、土地を残して他市町村へ転出するケースや農業者の高齢化による市街地域への転居などが増加してきています。

その結果、農村地域の自治会では人口が減少し、一方、市街地域では逆に増加の傾向にあります。自治会では、自らの創意工夫で、地域内の人口規模に応じた地域活動やコミュニティ活動が展開されておりますが、今後は地域コミュニティを単位とした支え合う活動や地域づくりなどがより一層重視されるため、地域の実情に見合ったコミュニティ単位の形成や、自立性と自主性の高い組織とその活動を強化するための条件整備が必要となっております。

基本方針

住民自治としての性格をもつ自治会組織のより充実をめざします。

また、情報技術を活用した伝達システムを確立し、コミュニティ組織の強化とコミュニティ活動を促進するための条件を整えます。

さらに、自治活動支援体制や支援制度を整えるほか、活動リーダーの育成を図り、活動が芽生える環境づくりを進めます。

施策体系

コミュニティ活動の推進

- コミュニティ環境の整備
- コミュニティ活動の促進

主な施策

- コミュニティ環境の整備
- 自治会組織の支援と活動強化
- 集会所などのコミュニティ施設整備
- 情報技術を活用した伝達システムの確立
- コミュニティ活動の促進
- 町職員の地区担当制の導入による自治活動支援体制の強化
- 地域のコミュニティ活動への支援制度の確立
- コミュニティ活動リーダーの養成

(2) まちづくり活動の活性化

現状および課題

本町では、さまざまな団体や組織によるまちづくり活動が取り組まれています。特に“絵本の里づくり”活動では、地域間・町民間の交流や地域文化の振興、子どもの育成などの幅広い分野での役割を担い、多くの団体や町民の参画を促進し、全国的に認められるまちづくり活動へと発展しています。

これからの地域社会は、『住民の自己決定と自己責任、自己負担』が強く求められる社会へと移行しています。個々の価値観を認め合い、町民の自主性を喚起させる支援のあり方や行政との役割分担を明確にするほか、共通した地域課題や関心あるテーマへの参加など、柔軟な活動方法の検討を進め、誰もが気軽にまちづくり活動に参画できる仕組みをつくることが重要となります。

また、男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が平等に確保される「男女共同参画」に向けた意識の改革と社会環境の整備が求められております。

基本方針

総合的なまちづくり推進組織を確立するとともに、まちづくりボランティア制度の導入や町外者を対象とした応援団組織を設立し、町民・行政、さらには町外者も交えたまちづくり体制を築きます。特に、町民によるまちづくり活動に対しては、支援制度や研修制度を確立し、さまざまな学習機会や研修会への参加を促進するほか、まちづくり活動に関する相談体制を充実します。

さらに、町民同士や地域間交流をはじめ、国内外のさまざまな交流を促し、多くの人と出会い、情報を得る機会や特産品等を販売する機会への積極的な活動を支援します。

また、男女平等意識の啓発と男女共同参画を可能にする条件の整備、活動の場の充実を図ります。

施策体系

まちづくり活動の活性化

- まちづくり推進体制の強化
- まちづくり活動の促進
- 国際性の涵養と多様な交流の推進
- 男女平等な参画機会の確保

主な施策

- まちづくり推進体制の強化
- 総合的なまちづくり推進組織の確立
- まちづくりボランティア制度の導入および推進
- 町外者を対象としたまちづくり応援組織づくり
- まちづくり活動の促進
- まちづくり活動への支援制度の確立
- まちづくり講演会など、学習機会の拡充と参加促進
- まちづくり研修制度の確立
- まちづくり活動に関する相談体制の充実
- 人材育成研修派遣制度の充実
- 地域づくり推進アドバイザー設置の検討
- まちづくりワークショップの開催
- 国際性の涵養と多様な交流の推進
- 姉妹都市や友好都市との農産物、特産品、地場産品の相互販売ルートの確立
- 団体・民間による自主的な地域間交流の促進
- 各種団体やまちづくり活動グループなど町内活動組織の交流促進
- 海外研修派遣制度の充実
- 外国人青年や留学生の受け入れ体制づくりと交流促進
- 外国語パンフレットや刊行物の作成と案内板等の設置
- 国際交流組織の活動促進と支援
- 男女平等な参画機会の確保
- 審議会委員や各種団体役職への女性の登用と参画
- 育児・介護の分担など、家庭における男女共同参画の促進
- 地域女性団体の自主活動への支援
- 男女共同参画社会を形成するためのリーダーの養成
- 男女平等意識の啓発と女性の自立意識向上のための条件整備

2. まちづくりを支える行財政

(1) まちづくり情報の共有

現状および課題

本町では、広報紙を通じ地域情報を発信するほか、自治会ごとのまちづくり懇談会や女性懇話会、町政モニター会議を実施し、町民との意見交換を進めています。また、平成9年には情報公開条例を施行し、町民へまちづくり情報を提供する体制を整えるとともに、情報社会におけるまちづくり情報発信機能としてホームページを開設し、主に町外への情報発信に努めています。

今後、さまざまな手段を活用し、町民と行政が双方向にまちづくり情報や意見を交換するほか、まちづくり情報の共有化と幅広い世代の関心を高めるパートナーシップ型まちづくりの基礎を築くことが必要です。

基本方針

情報技術を活用した情報受発信体制を整備して、情報収集体制や町民の意見・提案が随時把握できるシステムを確立し、双方向型の情報受発信体制を充実します。さらに、広報モニター制度を導入し、わかりやすく、町民の関心を高める広報紙づくりを進めます。

町民の参画機会としては、これまでの活動を継続的に実施するほか、町の課題に対するアンケート調査の実施にも取り組んでいきます。

施策体系

まちづくり情報の共有

- 情報受発信体制の整備
- まちづくり情報の充実
- 町民参画機会の拡充

主な施策

- 情報受発信体制の整備
- インターネットなど、情報技術を活用した情報発信体制の確立
- 庁内におけるまちづくり情報の収集体制の充実
- 町民の意見や提案が随時把握できる情報交流システムの構築
- まちづくり情報の充実
- 広報紙内容の充実
- 広報モニター制度の導入
- 町民参画機会の拡充
- まちづくり懇談会や町長と語る女性懇話会の継続的な開催
- 町政モニター会議の開催
- 各種アンケート調査の実施
- 政策形成や行政評価への住民参画の推進

(2) 効率的な行政運営

現状および課題

行政ニーズが複雑化・高度化するにつれ、行政事務は複雑多岐になっています。このような中、本町では、パソコンの導入による事務・事業の効率化や職員の研修参加などを進め、さまざまな行政課題への対応や住民サービスの向上に努めています。さらに、変わりゆく行政環境への対応と住民サービスの向上をめざし、現在、行政改革推進本部を設置し、総合的な行政機構の再構築を進めています。

地方分権の流れの中、事務・事業の権限移譲はさらに進むと予測されます。今後は現在進めている行政改革を柱に、行政環境や町民ニーズに対応できる体制と効率的な行政運営の実現が課題となっています。

基本方針

町民に対する窓口サービスを充実するほか、行政事務・事務評価システムや民間活力の導入を進め、効率的な運営と事務・事業の改善を進めます。特に、情報化が進むこれからの社会に向け、情報の管理システムや個人情報の保護に努めます。また、時代環境に柔軟に対応できる行政組織を構築するとともに、計画的な人材育成のもと、専門的能力や倫理観の高い職員の育成に努めます。

さらに、平成 17 年 10 月 1 日から全町規模で字名改正と地番改正、市街地区の住居表示を実施します。

施策体系

効率的な行政運営

- 事務改善の推進
- 行政組織の活性化
- 職員の資質向上

主な施策

- 事務改善の推進
- 住民窓口サービスの充実
- 行政事務・事業評価システム導入の検討
- 民間委託など、民間活力の導入推進
- 行政情報管理システムの構築
- 個人情報などの秘密保持対策の強化
- 独自の統計調査の実施と施策立案などへの活用
- 地籍数値化事業の推進
- 字名・地番の改正と住居表示の実施
- 効率的・計画的な施設の運営
- 第三セクターの経営体制の確立
- 行政組織の活性化
- 地方分権や地域課題に応じた行政機構や組織の見直し
- 公共施設などの維持管理体制の改善
- 横断的な体制による課題・施策研究の推進
- 行政関係機関・各種団体などとの連携強化
- 職員の計画的な定員管理とその状況の公表
- 職員の資質向上
- 職員研修の制度化など、計画的な人材育成の推進
- 人事交流の活性化
- 窓口接遇や情報化など、専門的能力の向上
- 道や町村会で実施する各種研修会への参加促進
- 職員倫理およびモラルの徹底

(3) 健全な財政運営

現状および課題

本計画を実現していくためには、その基盤となる財政の安定が重要な役割を果たします。本町では、健全な財政運営と町民のより豊かで快適な生活の確保をめざし、積極的な事業展

開を図る一方、経費節減や公共事業のコスト縮減などに取り組んできました。

しかし、国や道の財政環境の悪化や自主財源の伸び悩み、さらには、公共施設の維持管理経費の増加が予想されていますので、計画的な財政運営のもと、効率的かつ効果的な事業実施を進め、自主財源をはじめとする財源の確保に努めることが重要となります。

基本方針

短期・長期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営のもと、優先的・重点的な予算配分や事業の見直し、受益者負担の適正化や経費などの縮減を進め、効果的な財政運営を図ります。さらに、国や道の補助金の適正な選択と有効活用を進める一方、町税の徴収体制の強化や町民納税意識の高揚を図り、自主財源の安定確保に努めます。

施策体系

健全な財政運営

効果的な財政運営

財源の確保

主な施策

効果的な財政運営

短期・長期的財政計画の策定

優先的かつ重点的な予算配分の推進

事務事業の評価・予測に基づく事業の見直し

経常的・管理的経費の縮減

補助金・負担金の見直し

使用料・手数料などの見直し受益者負担の適正化

財政状況の公表と財政情報の提供

財源の確保

国・道補助金の適正な選択および有効活用

国・道に対する地方財源の確保要望

納税貯蓄組合の統合と徴収体制の強化

課税システムの改善と町税の確保

財政調整などによる基金の確保と有効利用

(4) 相互連携体制の強化

現状および課題

本町は、2市5町1村で構成される上川北部地域広域市町村圏に属し、広域的な連携による事業展開を進めています。また、土別市・和寒町との連携による一部事務組合では、消防・救急や介護保険認定審査会などを共同体制のもと進めています。

町民の日常生活圏の拡大や行政ニーズの多様化・高度化が進む一方、行政においては事務・事業の効率化や財源の効果的な活用などが求められています。このような中、各市町村が相互に連携し、それぞれの役割分担を担い、地域の発展に寄与するまちづくりをめざし、本町においても広域連携体制を強化していく必要があります。

基本方針

防災や保健医療、生活環境などの分野での連携事業や公共施設の相互利用などの取り組みを周辺市町村との連携を強め、町民の利便性とサービスの向上を図ります。さらに、情報技術の活用や地域特性を活かした交流事業など、地域の垣根を越えたさまざまな連携を進めます。

施策体系

相互連携体制の強化

広域行政の推進

多様な広域連携の推進

主な施策

広域行政の推進

上川北部地区広域市町村圏振興計画の推進

防災、保健医療、生活環境などの連携事業の推進

公共施設の相互利用システムの構築および施設機能の分担

一部事務組合業務の充実

多様な広域連携の推進

情報技術を活用した広域的な活動の推進

北海道縦貫自動車道の開通による新たな地域間交流の推進

地域の特性を活かした自治体間の交流推進